

**企業の法律相談は経験豊富な弁護士にお任せください**

**前田尚一法律事務所**

## 弁護士紹介



北海道岩見沢市に生まれる  
札幌市立新琴似北中学校 卒業  
北海道札幌北高等学校 卒業  
北海道大学(北大)法学部 卒業

平成元年：弁護士登録

平成5年：前田尚一法律事務所 開設

平成16～18年

- ・札幌鉄道病院 倫理委員会・臨床研究審査委員会各委員
- ・財団法人北海道暴力追放センター 元・暴力相談委員
- ・北海道大学法科大学院（ロースクール）元・実務家教員

## 経営者の皆様へ

前田尚一法律事務所は、特に中小企業を中心に、企業経営において起こる労務問題・労使問題、売掛金等の債権回収、契約書の作成・チェック・管理、クレーム処理など様々な法律問題（「企業法務」）の予防・解決をお手伝いすることに加え、経営者・管理者が、経営に関わる企業法務に関する紛争・予防・戦略の場面において、迅速に合理的な決定と行動ができるための、「顧問弁護士」として環境整備の支援をしています。

様々な業種、業態、規模の企業・法人・事業主に対して、総合的な法務サービスを提供しています。これまで多様な案件において、製造業、建設業、運輸業、金融・保険業、IT企業、不動産業、宿泊・飲食サービス業、芸能事務所、学校法人、医療法人、社会福祉法人、宗教法人・・・それぞれの業種等に適したサポートをしてまいりました。

## 顧問契約サポート

以下のチェックに当てはまる方は、顧問契約サポートをお勧めいたします。お気軽にご相談ください。

- いつでも相談できる「かかりつけ医」のような相談役がほしい！
- 法務や労務に関して、社長・人事担当での悩みが多い。専門弁護士にアウトソーシングしたい！
- 会社の労務問題を全て見直して、「働き方改革」を実現したい！
- 法律のことにも気を配る必要は感じているか、法務担当の社員を雇う余裕はない！
- 顧問弁護士はいるけど、月々の顧問料を払うだけで活用ができていない…

# 前田尚一法律事務所顧問プラン

コース名	お試しコース	スタンダードコース	ゴールドコース	プラチナコース	オーダーメイドコース
顧問料（月額・税込）	2万2000円	3万3000円	5万5000円	11万円	16万5000円～
プランの選び方	3～6か月のお試し提供	相談役が欲しい	社内体制を強化したい	自社に法務部が欲しい	法務で強い会社を作りたい
月間相談時間		1時間	2時間	5時間	8時間
顧問弁護士表示		○	○	○	○
24時間以内の回答約束		×	○	○	○
相談予約の優先対応		×	○	○	○
事務所での相談		○	○	○	○
電話・メール・チャット相談		月3回	月5回	無制限	無制限
社員からの相談		○	○	○	○
夜間・休日の緊急相談		×	×	○	○
契約書・利用規約のチェック		○ (高難易度×)	○ (高難易度×)	○ (制限なし)	○ (制限なし)
契約書・利用規約の作成		×	×	○ (高難易度×)	○ (高難易度×)
交渉バックアップ		×	○	○	○
社員との直接交渉		×	×	○	○
他の専門家紹介		○	○	○	○
セミナー無料案内		○	○	○	○
社内研修講師		×	×	○	○
弁護士費用割引		5%	10%	20%	30%

上記の表のサービス以外にも、法律相談やチャット相談、クレーム対応、出張講義・セミナー、過去のセミナーのDVDの提供など、数多くのサービスが顧問契約に含まれます。詳しくはお尋ねください。

# 弁護士前田尚一の解決実績

(マスコミ報道, 判例誌掲載された実績・実例の一部)

ケース	内容
会社の支配権の確保	家業を法人化した際、先代が株式払込金を支出した場合において、長男・長女を実質的株主として株式を取得させるため、その株式払込義務を代わって履行したものであるとして、長男・長女の株主権を認めた事例
強制管理申立ての方法で、貸金を回収した事例	月額合計約1000万円の多数のテナント賃料をめぐり、当時ほとんど利用されていなかったが、「強制管理申立て」の方法を活用し、ビルの各テナントの毎月の賃料を丸ごと裁判所の管理に置いて、ビルを占有していた不動産業者らと攻防し、貸金を回収を図った事例
名誉毀損	札幌市議がパチンコ店の出店工作をした旨の新聞記事について、名誉毀損による損害賠償として200万円（当時の相場は100万円）を認容した事例
業界再編成・合併	価格競争を背景とした業界再編において、合併に関連する法務問題に対処した事案
商品取引業者を代理した商品取引訴訟	外務員らの商品先物取引の勧誘に適合性原則の違反があったとして商品取引業者の不法行為責任を認めたが、取引をした者にも落ち度を認め、5割の過失相殺を認めた事例
土地区画整理組合の事例	仮換地指定がなされた従前地について、施行者の管理権に基づく妨害排除請求を認めた事例
被告建設会社を代理した官製談合訴訟	依頼者の担当者が作成した独自の資料を活用しと弁護士の構成した法律論を展開して主張・立証したところ、同種事案では、損害額の算定が請負契約金額の10%が基準とされるのが一般であるにも関わらず、裁判所が、判決で「総合的に考慮して5%が相当」との判断を示した事例

# 前田尚一法律事務所



事務所名：前田尚一法律事務所

代表：前田 尚一（札幌弁護士会所属）

住所：〒060-0061

札幌市中央区南1条西11丁目1コンチネンタルビル9階（1階に北洋銀行があるビル）

T E L :011-261-6234 24時間受付



前田尚一法律事務所 事務所ホームページ

<https://xn--zqs8jspao5xhl1c.com/>



前田尚一法律事務所 労働専門サイト

<https://smaedalaw-roudou.com/>



前田尚一法律事務所 運送業専門サイト

<https://xn--zqs8jspao5xhl1c.com/unsou/>



前田尚一法律事務所 社会福祉法人専門サイト

<http://xn--zqs8jspao5xhl1c.com/shahuku/>



前田尚一法律事務所 交通事故専門サイト

<https://www.jikokoyusai119.jp/>